新過疎法における新たな適用基準(地域指定)の導入について

中山間地域においては、人口減少や高齢化が進行し、過疎地域自立促進特別措置法に定める過疎地域の人口要件に合致する地域が多数見られる状況である。しかし、現行法における地域指定は、地方自治体の財政力指数も要件としていることから、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法の制定前に合併した中山間地域においては、過疎法の適用外となっている。

そのため、過疎町村と合併した市においては、旧市中山間地域と合併 町村との間で、施設面を中心とした「逆格差」が生じており、この「逆 格差」が新市としての一体感の醸成を阻害する一因となっている。

よって、新過疎法の制定にあたっては、現行法における地方自治体単位での指定要件を撤廃し、人口減少率や高齢化率など地域単位での指定を導入することにより、疲弊している中山間地域への支援や地域間における格差是正を含めた総合的な中山間地域・過疎地域対策となるよう要望する。